

(図表1)

## 老齢厚生年金・遺族厚生年金の選択状況（65歳以上）

遺族厚生年金及び老齢厚生年金の両方の受給権を有する者の受給方法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲそれぞれの選択状況は、およそ8:1:1の割合である。

	計	(受給方法Ⅰ)	(受給方法Ⅱ)	(受給方法Ⅲ)
平成8年度末				
男女計	13.0万人 (100.0%)	10.1万人 ( 77.5%)	1.7万人 ( 13.4%)	1.2万人 ( 9.1%)
女子(再掲)	12.3万人 (100.0%)	10.0万人 ( 81.3%)	1.2万人 ( 9.5%)	1.1万人 ( 9.1%)
平成10年度末				
男女計	23.1万人 (100.0%)	18.0万人 ( 78.3%)	2.6万人 ( 11.3%)	2.4万人 ( 10.4%)
女子(再掲)	22.0万人 (100.0%)	17.9万人 ( 81.4%)	1.8万人 ( 8.1%)	2.3万人 ( 10.4%)
平成13年度末				
男女計	43.1万人 (100.0%)	34.3万人 ( 79.5%)	4.0万人 ( 9.4%)	4.8万人 ( 11.2%)
平均支払月額(円)	142,072	146,493	113,659	134,975
女子(再掲)	41.6万人 (100.0%)	34.0万人 ( 81.9%)	2.9万人 ( 7.0%)	4.6万人 ( 11.1%)
平均支払月額(円)	142,227	146,935	97,173	136,612

注1. 遺族厚生年金及び老齢厚生年金の両方の受給権を有する者に係る状況である。

注2. 平成7年度以前については、把握していない。

凡例 (受給方法Ⅰ): 遺族厚生年金(配偶者の老齢厚生年金×3/4)+老齢基礎年金

(受給方法Ⅱ): 老齢厚生年金+老齢基礎年金

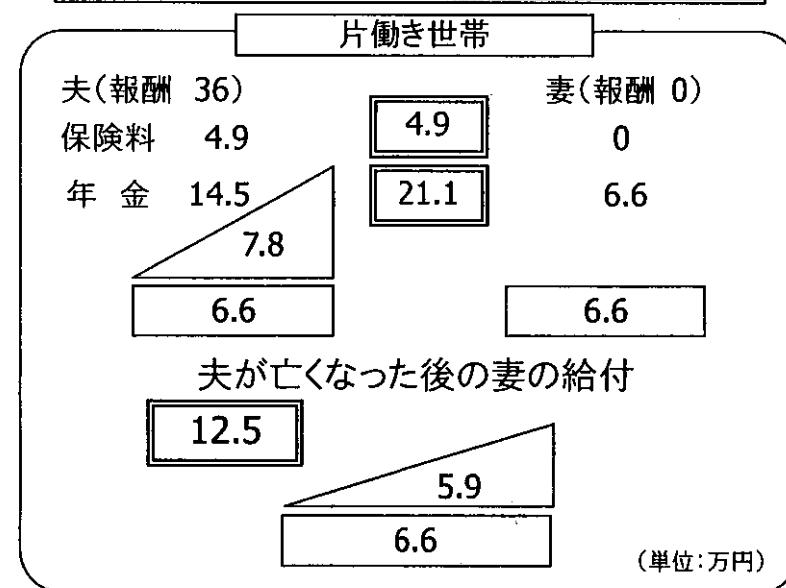
「社会保険庁調べ」

(受給方法Ⅲ):(配偶者の老齢厚生年金×1/2)+(自身の老齢厚生年金×1/2)+老齢基礎年金

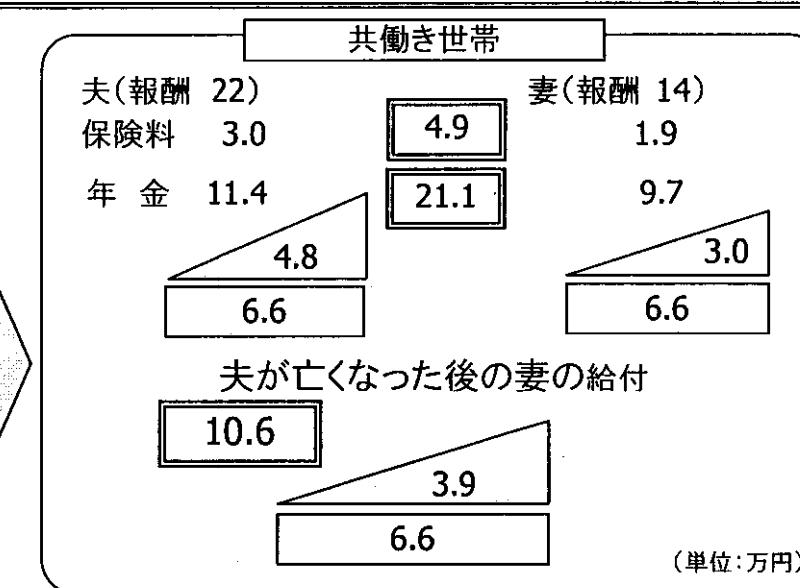
〈現行の仕組みに関する指摘〉

- 夫の遺族厚生年金を選択した場合（受給方法Ⅰ）、妻自身が納めた保険料に基づく老齢厚生年金を受けることができない。（受給方法Ⅲの場合でも半分は受けることができない）
- 夫婦世帯で賃金（標準報酬）の合計額が同じ場合、片働き世帯と共働き世帯の間で、老齢年金では原則的に給付と負担の関係が同一となるが、遺族年金については同一とならない場合がある。

（老齢基礎年金＋夫の老齢厚生年金の3/4）



（老齢基礎年金＋夫、妻の老齢厚生年金の1/2の合計額）



（注）保険料は、事業主負担を含む数字である。また、年金額は加入期間40年として計算している。

夫婦世帯で標準報酬額が同じ場合、片働き世帯と共働き世帯で老齢年金では給付と負担の関係が同一であるが、遺族年金については同一とはならない。

〈指摘を踏まえて考えられる方法〉

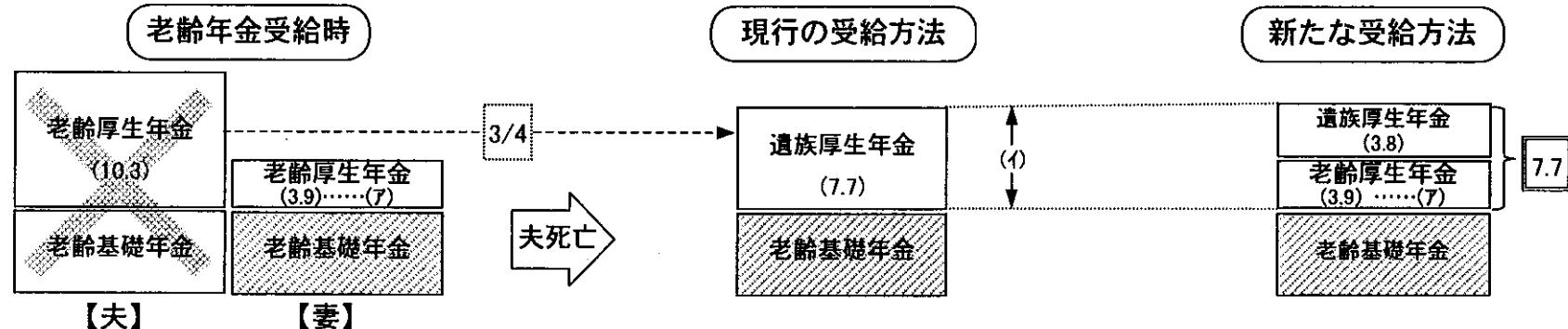
◎自らの保険料納付が給付額に反映される仕組み

まず、妻自身が納付した保険料に基づく給付を生かす仕組みとして、以下のものが考えられる。

- ① 妻自身の老齢厚生年金（ア）は全額支給する。
- ② 現行の遺族年金の水準を（ア）と比較し、（ア）が少額の場合は差額を遺族厚生年金として支給する。

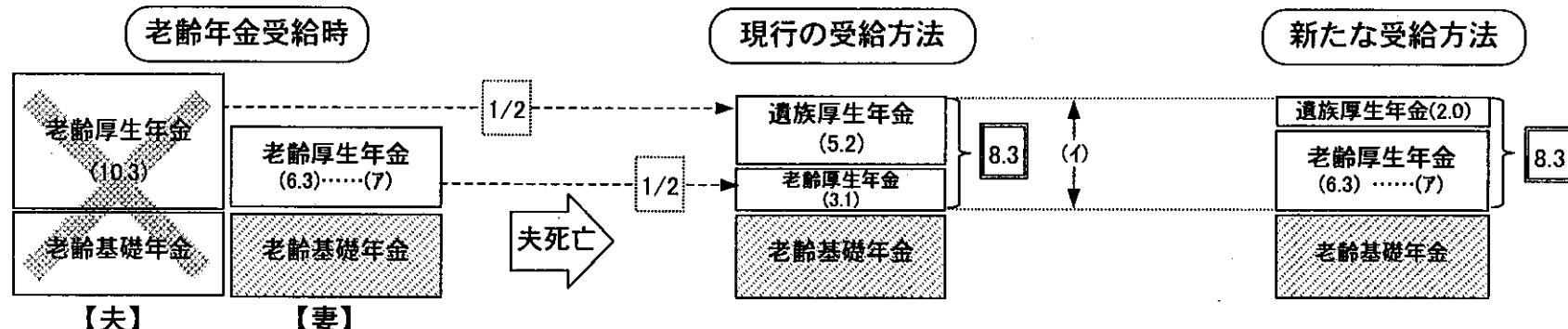
◇ 夫の遺族厚生年金を受給する場合（受給方法Ⅰ）

（妻自身の老齢厚生年金 < 夫の老齢厚生年金の  $1/2$ ）



◇ 夫及び妻自身の老齢厚生年金のそれぞれ  $1/2$  を受給する場合（受給方法Ⅲ）

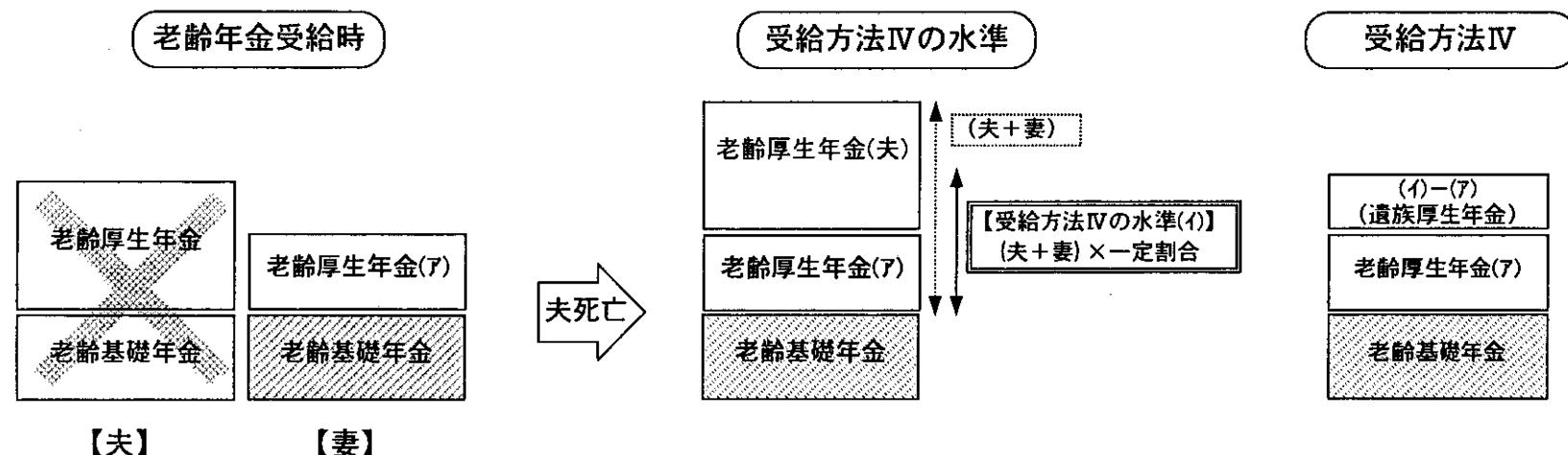
（夫の老齢厚生年金の  $1/2$  < 妻自身の老齢厚生年金 < 夫の老齢厚生年金）



## ◎共働き世帯と片働き世帯の均衡を図る仕組み

○ さらに、共働き世帯と片働き世帯との間の遺族年金の均衡をとろうとする場合、現行の受給方法Ⅰ及びⅢに代えて、次の仕組みを導入することが考えられる。(受給方法Ⅳ)

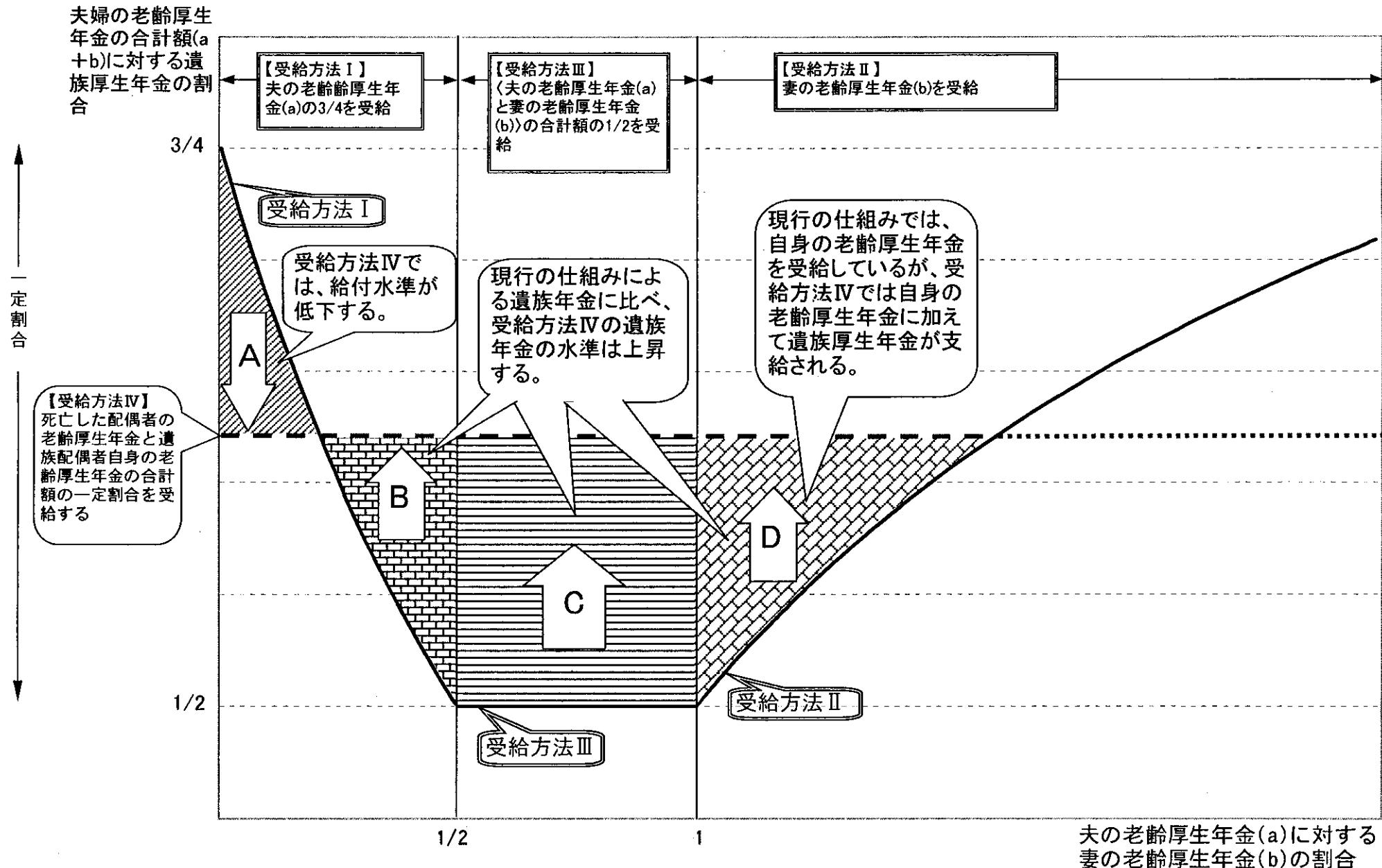
- ① 妻自身の老齢厚生年金（ア）は全額支給する。
- ② 遺族年金の水準を、「遺族配偶者（妻）自身の老齢厚生年金と死亡した配偶者（夫）の老齢厚生年金の合計額」の一定割合（イ）とする。（ア）が（イ）よりも少額の場合には、その差額を遺族厚生年金として支給する。



この仕組みにおいて、遺族年金の水準は、配偶者の死亡以前に世帯で生活していたときと比べて大きく生活水準が下がらない水準とする必要があるが、遺族である高齢単身者の生活費用は高齢者夫婦の生活費用の半分を超える水準とすることが考えられ、この場合一定割合は、 $1/2$ よりは大きく、 $3/4$ よりは低い水準とすることが考えられる。（女性と年金検討会においては、 $3/5$ という意見があった）この場合、以下の論点が考えられる。（図表1、2参照）

- ① 妻の老齢厚生年金が夫の老齢厚生年金の額に比べて少額である世帯（片働き世帯や妻が低賃金で働いていた世帯）については（図表2のA）、現行の仕組みに比べ遺族配偶者の受給する遺族年金が減少するが、このことについてどう考えるか。
- ② 妻の老齢厚生年金が夫の老齢厚生年金の額の $1/2$ に比較的近い世帯（図表2のB）や、現行制度で受給方法Ⅲ（夫の老齢厚生年金の $1/2$ と妻の老齢厚生年金の $1/2$ ）を選択している世帯（（図表2のC）すなわち、共働きであり、妻の老齢厚生年金の額が夫の老齢厚生年金の額に比較的近い夫婦）については、現行の遺族年金の水準に比べて、新しい遺族年金の水準が上昇するが、このことについてどう考えるか。
- ③ 妻の老齢厚生年金が夫の老齢厚生年金より高額である世帯（図表2のD）では、現行の仕組みでは妻自身の老齢厚生年金のみを受給しているが、受給方法Ⅳでは、夫が死亡した場合に、妻自身の老齢厚生年金に遺族厚生年金を加えて支給される場合が生ずる。また、同様の世帯について妻が死亡した場合にも、夫に対して自身の老齢厚生年金に加えて遺族厚生年金が上乗せで支給される場合が生じるが、これらのことについてどう考えるか。  
特に、共働きで夫婦ともに比較的高い年金を有する世帯について、自身の老齢厚生年金に加えて遺族厚生年金が上乗せで支給されることがあるが、このことについてどう考えるか。
- ④ 若齢期の遺族厚生年金の受給者については、給付水準が死亡した配偶者の老齢厚生年金の $3/4$ である。これについても高齢期の遺族厚生年金に合わせて見直す必要はないか。

(図表2) 夫婦の老齢厚生年金の合計額に対する遺族配偶者(妻)の遺族厚生年金の支給割合

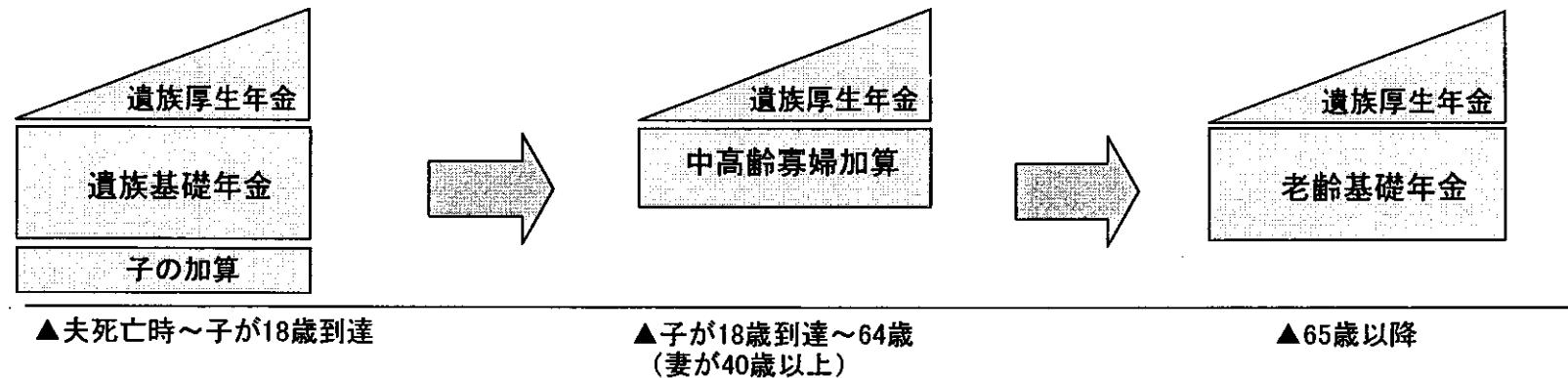


夫の老齢厚生年金(a)に対する  
妻の老齢厚生年金(b)の割合

## (2) 若齢期の妻に対する遺族年金について

### 〈現行制度の若齢の遺族配偶者（妻）の遺族年金〉

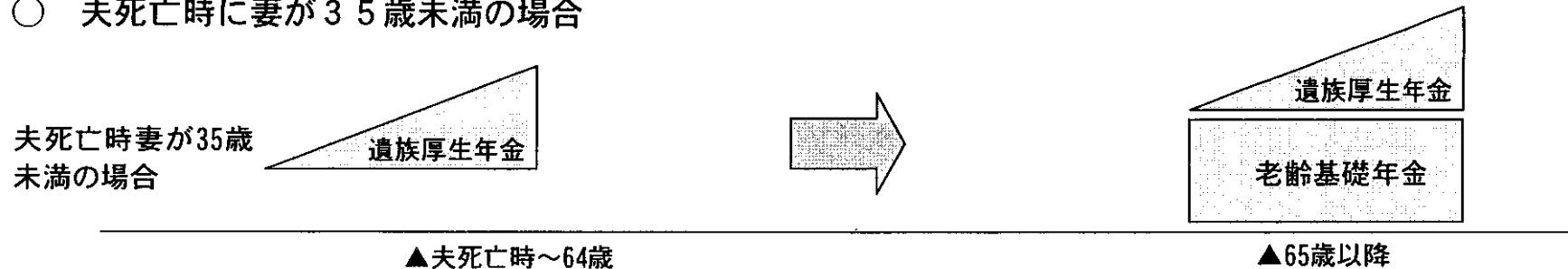
- 厚生年金に加入していた現役期の夫の死亡時に妻に18歳未満の子（あるいは障害をもつ20歳未満の子）がある場合



- ◇ 夫の死亡時から子が18歳に到達するまで（あるいは障害をもつ子が20歳に到達するまで）は、遺族基礎年金（子の加算を含む。）及び遺族厚生年金が支給される。
- ◇ 子が18歳に到達した後、妻が40歳以上となり65歳に到達するまでは、中高齢寡婦加算を含む遺族厚生年金が支給される。
- ◇ 妻が65歳以降は、老齢基礎年金及び遺族厚生年金が支給される。

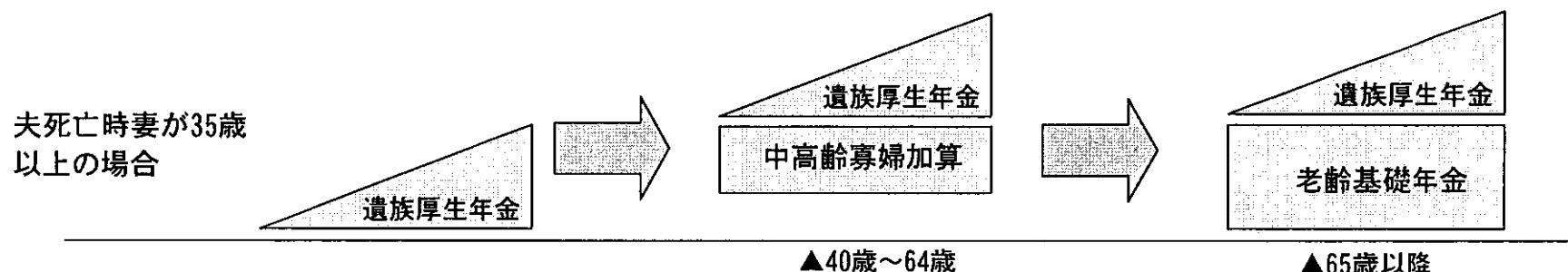
- 厚生年金に加入していた現役期の夫の死亡時に妻に18歳未満の子（あるいは障害をもつ20歳未満の子）がない場合

- 夫死亡時に妻が35歳未満の場合



- ◇ 夫の死亡時から妻が65歳に到達するまでは、遺族厚生年金が支給される。
- ◇ 妻が65歳以降は、老齢基礎年金及び遺族厚生年金が支給される。

- 夫死亡時に妻が35歳以上の場合



- ◇ 夫の死亡時から妻が40歳に到達するまでは、遺族厚生年金が支給される。
- ◇ 妻が40歳以上となり65歳に到達するまでは、中高齢寡婦加算を含む遺族厚生年金が支給される。
- ◇ 妻が65歳以降は、老齢基礎年金及び遺族厚生年金が支給される。

### 〈遺族年金を受給する妻（特に若齢期の妻）の現状〉

妻が受給する遺族厚生年金は、年齢階級別に見ると65歳以上の者が全体の約75%を占めており、平均受給額は中高齢寡婦加算が加算されない40歳未満では約40万円程度（月額約4万円）であり、一方、加算が開始される40歳以降では100万円程度（月額約8万円）を超える年金額となっている。（図表3参照）

### 〈若齢期の妻に対する遺族年金に関する論点〉

現行の遺族厚生年金は、夫の死亡時において生計維持関係（生計同一及び収入要件）を有している場合には、本人の年齢、養育する子の有無やその後の就労状況に関わらず、妻に対して遺族厚生年金が支給されている。このことについてどう考えるか。

#### ◇18歳（障害の場合20歳）未満の子を養育する若齢期の妻

子の養育のため就業等の制約も多いと考えられることから、なお遺族厚生年金は必要性が高いと考えられる。

#### ◇子を養育しない若齢期の妻

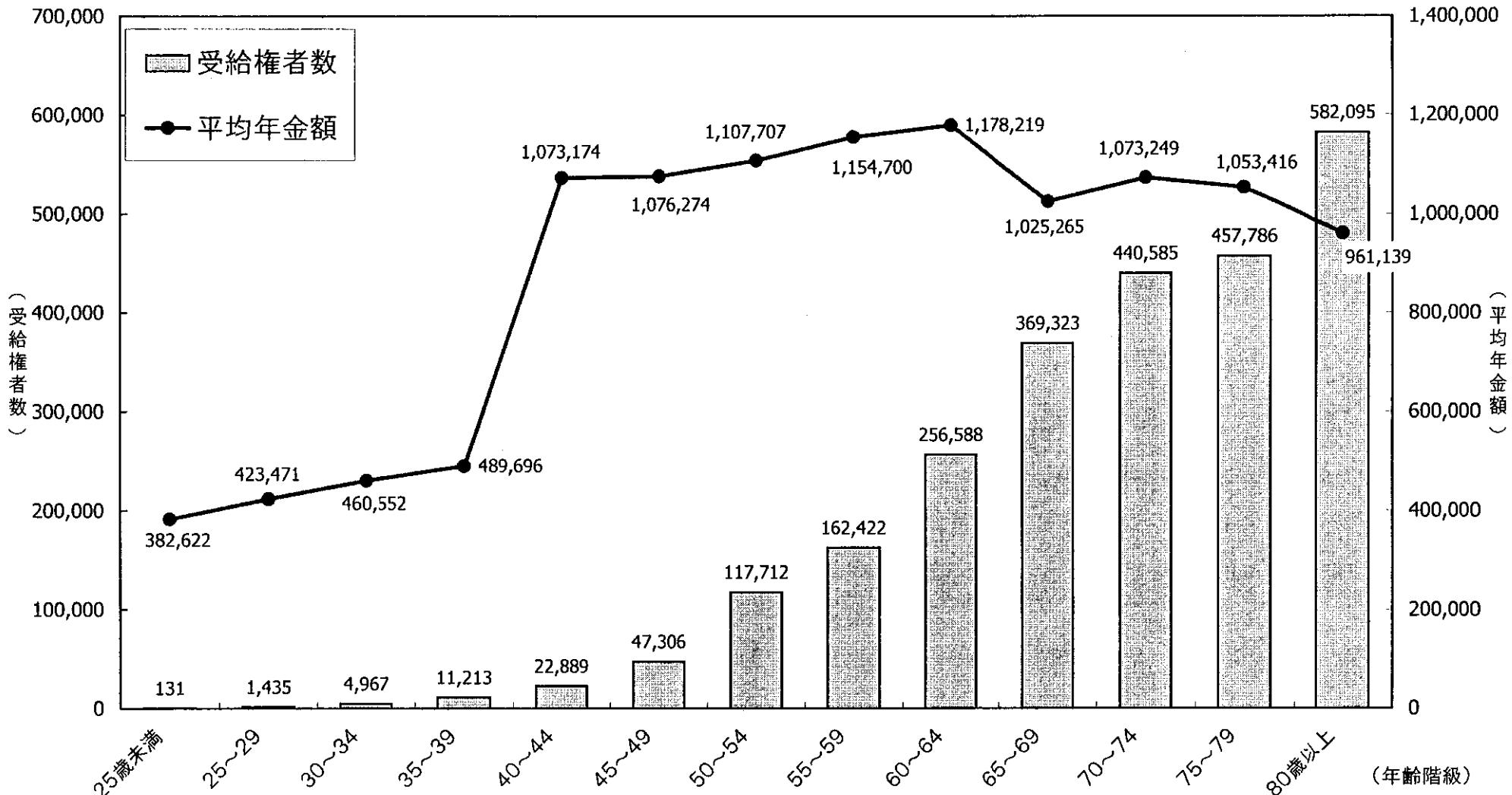
○ 子を養育しない若齢の遺族配偶者に対する保障については、諸外国の制度においては、給付がないか有期の給付としているものもみられることから、その就労を支援しつつ、見直しを行うことが必要なのではないか。

現実には、年齢によって女性の就労の状況の違いがあるなかで、子を養育しない若齢期の妻に対する遺族年金を自身の就労を準備するまでの間の激変緩和と位置付け、諸外国のように、子を養育しない若齢期の妻に対する遺族年金を有期とする方法や一定程度減額した遺族年金を支給する方法も考えられるか。

○ 他方で、若齢期といっても、現実には就労環境の状況には違いが存在することをどう考えるか。

(図表3) 平成13年度女子配偶者の年齢階級別遺族厚生年金受給権者数および平均年金額

遺族厚生年金の受給権者数は年齢が高くなるにつれて増加する。また、遺族厚生年金の平均年金額については、40歳未満は月額4万円程度と低く、中高齢寡婦加算が加算される40歳から高くなり、基礎年金に移行する65歳以上になると若干低くなっている。



社会保険庁調べ

### (3) 支給要件における男女差について

#### 〈就労・賃金の格差の現状〉

##### ○就労の状況

- I) 女性は男性に比して、雇用者比率は概ね全年齢層で低く、短時間労働が多いことなどにより厚生年金被保険者比率も同様に低い。(図表4-1、4-2参照)
- II) 特に配偶者と死別した者の就業割合については、全年齢階級において約10%程度男性が高い。(図表5参照)
- III) 母子世帯と父子世帯(生別・離別含む)の親の就業率については、配偶者と死別した女性と比べ母子家庭の親の方が高いが、それでも全年齢階級にわたって父子世帯の親に比べて低くなっている。(図表6参照)

##### ○所得(賃金)の状況

- I) 一般労働者における男女間の賃金格差は、年々縮まっているが、なお格差は大きく、男性を100とした場合、女性は66.5となっている。(平成14年)(図表7参照)
- II) パートタイム労働者では、一般労働者ほどではないが、いまだに賃金格差がある。(男性100に対し、女性は89.9(平成14年))(図表8参照)
- III) 所定内給与額の男女差は若年層では小さいが、中高齢期になると男女差は大きくなる。また、年次推移でみると、若齢から中高齢までの給与の男女間格差は若干縮小してきている。(図表9参照)
- IV) 女性の短時間雇用者は年を追って増加し、平成14年においては、約4割が短時間労働者となっている。また、男性の一般労働者とパートタイム労働者の女性の1時間当たり所定内給与額を比較した場合、男性100に対し、女性は約44と格差は非常に大きい。(図表10、11参照)

### 〈男女差に関する論点〉

就労状況等や賃金水準について男女差はなお存在している中で、遺族年金の支給要件における男女差を解消することについてどう考えるか。また、仮に支給要件における男女差を解消する場合には現在の生計維持要件（収入要件）を男女ともに適用することについてどう考えるか。

### 〈生計維持要件について〉

遺族年金の受給権は、被保険者等が死亡した当時、被保険者によって生計を維持されていた遺族に対して発生する。「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族をいう。

- 収入要件については、昭和60年改正において600万円、平成6年改正において850万円と定められた。
- 特に②の要件について、その水準や死亡時点で将来の年収について判断することとされている点など、他の検討項目とあわせ、何らかの要件の在り方の見直しが考えられるか。